

(参考：学生等に対する国の手当等)

	防衛医科大学生	宮内庁楽生	国会速記学生	司法修習生	日本育英会奨学金
身分	国家公務員 (定員外)	国家公務員 (非常勤)	非国家公務員 「速記者となる者」	非国家公務員	大学院生
手当等の金額	10.7万円 期末手当	10.6～ 12.5万円 (本科生)	2.6～ 2.8万円	20.5万円 調整手当 期末手当 勤勉手当	5～13万円 きぼう21プラン (利息付き)
備考	一定期間内の退官 の場合、勤務年数 に応じて一定金額 を償還	7年間の楽事への 従事義務	成業の見込みが ないと認められる 者等に退所を命じ 手当を返納させる ことができる	別途、司法修習の 実施経費等として 年間約2.5億円を 予算措置	私立大学医学部生 等については一定 の増額貸与が可 但し、利息は固定 制で上限の利率を 適用